

Underwriting の非社會的性質

——保險制度と社會的生產力との關係の考察の一部——

小林 北一郎

A リスク選擇と云ふこと。

B 保有額決定と云ふこと。

C 結語。

財産保險制度は個別的な損失を團體的損失に轉嫁する制度である。その意味に於て保險制度は、社會的なものであると一應は云ふことが出來やう。人は斯ふ云ふ意味で保險の社會性を云々する。私は更に別な意味での非社會性を考へる。ところで營利的損害保險會社の重大なるテクニックとして Underwriting なるものがある。如何なるものかと云ふとそれには次の二面がある。

一 Selection of Risk 危險選擇

Underwriting の非社會的性質

二、保有額決定

危険選擇とはどんなことか。Bad Risk を退け Good Risk を集むることである。

A

私は此の點に先づ批判の目を向ける。

一つの社會に於ける産業は、各自社會的必要總勞働の一部分の配分を受けて社會的必要の生産を掌どつてゐるのである。従つて存在してゐる産業は、その與へられた社會状態に於ては何等かの意味に於て、その社會に於て必要のものでなければならぬ。例を擧げる。

マッチ工場——之は社會にとつて不必要なものであるとは誰も考へはしまい。然るに之が保險制度の對象となつた時は如何？ Bad Risk と目され、各營利保險會社は原則として引受を拒絶するのが常である。

こゝに一つの大きな矛盾が存在する。矛盾とは？ 即ち社會的に必要な産業であつて、然もそれが保險制度によつて之が擔保の對象から除外されるのである。社會の要求に保險制度が突き當つてゐる一つの場合であると私は考へる。何故保險者はマッチ工場を除外するか。それは工場作業自體が甚だしき火災危険を包有するが爲である。自然保險團體の基礎強固を謀らんが爲には、左様な物件は引受けない方が安全なのである。然し社會全體の要求は之と反す。社會的に必要な工場はやはり安全な基礎に置かれてあることを必要とするのであ

る。保險團體の要求と社會の要求とは斯くして離反する。(保險團體の個人主義的殘滓を見よ)

私は次に一般營利的損害保險會社が海上保險契約引受に當つて、遵守せしめつゝある此の點に關する注意事項の中から若干の別扶を試みよう。

一、帆船積の貨物は、東京新潟以西本州各港四國九州各港の範圍に於て、分損不擔保又は全損のみに限り引受け、又長距離航路は引受くべからず。

二、甲板積貨物の保險は、帆船又は甲板積に不適當なる汽船の場合は引受くべからず。

三、甲板積荷物か材木なるときは一級船にして短距離の航路に限り引受け其他は成るべく拒絶すべし。

四、已に航行中の船舶に對しては保險の申込を引受くべからず。

五、灰・鉛・地金・石灰・骨類・石炭・機關・大理石・鑛物・鹽・粉・土等重量大にして比較的價額低廉なるものゝ又は火災に罹り易きものは成るべく引受くべからず。

六、酒類・其他の液體・砂糖・魚類・果物・其他腐敗し易きもの鏡・硝子・陶器・其他破損し易きもの保險を引受くる場合は成るべく分損不擔保又は全損のみにて引受くべし。

七、蠶種の保險は一級船にして全損のみにあらざれば引受くべからず。

八、保險價額の證明しがたきもの、例引越荷物の如きは成るべく引受くべからず。
更に火災保險の方面に向き直つてみやう。

一、左のリスクは引受くべからず。

綿繰工場。燐寸工場。蒲團綿製造所。人造絹糸工場。(二硫化炭素又は硝化纖維素を使用する作業を行ふもの) 模造革製造所。セルロイド工場。製油工場。(ベンジン又はナフサを使用するもの) 等々。

二、左のリスクは警戒すべし。

挽材工場。塗料工場。竹材工場。リノリウム工場。ワニス工場。綿製造工場。等々。

以上の例によつて二者相反性がはつきりして來るではないか。社會的見地からしては、製油工場は何故に擔保しないでよいかは論證することが出來ない。セルロイドが工場又然りである。Etc.

警戒物件。之は出來得べくんば拒絶し、引受止むを得ざる場合に限り出來るだけ少額引受に止める。それも不可能とせば、再保を多くして保有を少くする様な物件である。結局は引受けても、保有は可及的に少額に止むる如き物件のことである。斯の如き態度の中、拒絶の場合に就ては既述の通りであるが、出來るだけ少く引受くることに就て考へてみる。引受額が小さければ小さい程、引受拒絶の場合に接近して行くことは明かである。そのことが非社會的態度であることは、直ちに類推し得るところでなければならぬ。

而して斯の如き物件が引受けられる場合を考へてみるに、複數個の營利會社が少額づつの共同引受の方法による場合がある。即ち關係の深い各社が集まり、その一部分づつを引受くるのである。(再保險の形式による場合は後述)これを社會的見地から見れば、實に迂遠な方法ではないか。同一物を同一單位によつて完了すれ

ば唯一回ですむべきを、複數個の單位が幾つにも分割して、その一部分について全體一度に行ふと同一の勞力を費すのである。假に百萬圓の物件があつて、之を十萬圓づつ十の會社が引受くることになれば、十倍の勞力を要することになり、九倍だけは全然無駄の勞力徒費ではないか。空想と思ふな。空理といふな。吾等は斯くして知らざるところに多くの生産力浪費を行つてゐるのである。十個の會社が一リスクを十分して引受をなすことによつて、リスクを分散したと云つて誇るであらうが、それは各個別對立的な保險團體自體の主觀的見地からのみそうなのであつて、各會社の持分を合計すれば、そして即ち社會的見地に立つ限り、一個の單位機關が引受くると何の相違が結果に於て、全體的計算に於て存するといふのか。同じ結果に達する爲に、強ひて一つの仕事を幾つもの部分に分解し、勞力を浪費してゐるのが營利的會社對立の現状である。

B

私は Underwriting の二面の一つとして、保有額決定なる一項を擧げておいた。今此の方法の非社會性を論證するに先だち、再保險制度の本質に、概略でも論及するを順序と考へる。(保有額決定の問題は結局再保險の問題である。)

再保險制度は何故必要なるか。即ち之は再保險の機能如何と云ふ問題である。從來學者は、之に對して如何様の回答を下してゐたかと云ふと、細かな點は種々の相違があるとしても、本質的な部分は次の様になつてゐ

る。「危険の分散、平均の法則の實現の爲」と云ふにある。

唯一的存在の社會を此處に想定し、且此の場合斯の如き社會内の火災損害額に就ては、一定の客觀的傾向性あることを假定する。傾向性とは如何。各年間の損害額は、略平均すると云ふ傾向即ち之である。従つてその傾向を表示する火災保険料率の決定も亦可能でなければならぬ。今右社會内の火災現象を構成する可能のあるすべての物件が、保險團體の構成に参加するものとして、且保險機關が唯一つしかないものとせば、そこには再保險制度の存在を考ふる餘地があるであらうか。私はその存在の必要を否定しなければならぬ。而して私の斷定を疑ふ人は恐らくないであらうと思ふ。何故か、保險機關が一個しかないと云ふのは、それが形式的な解答であり、社會内の總ての物件が一機關に集中するからと云ふのが、その本質的理由である。こゝで論述を一步前進せしむる。

右社會内の總ての物件を吸收する保險機關がA Bの二個あるとする。此の前提の下では、A機關に吸收された物件の損害率と、B機關に吸收された物件の損害率とが必ず一致すると云ふ事は斷言出來なくなる。従つて一般率を以て、物件を引受けたA Bは等しく、各自の吸收した特殊の損害率（一般率に對し特殊率）との背反による損益の不安定状態に置かれることになる。此の不安定状態は果して避けられるであらうか。然りとせば如何なる方法によつてか。

A B兩者の特殊損害率を一率に統一すべき方法は、相互に自己引受總物件の半額を再保として交換すること

である。簡単な数字を擧げて見やう。(ABCの三個としても理論は同一である。)

A	収入保険料	50,000	B	収入保険料	50,000
	填補金	60,000		填補金	40,000
	損	10,000		利益	10,000

(半額再保険交換の結果)

A	保有保険料	25,000	正味填補金	30,000
	受再保険料	25,000	再保険金支拂	20,000
	合計	50,000	合計	50,000
B	保有保険料	25,000	正味填補金	20,000
	受再保険料	25,000	再保険金支拂	30,000
	合計	50,000	合計	50,000

今假に、A B各々が相互に半額以下を再保として交換するならば、何等の再保交換を行はざる場合に比すれば、一般率に接近する程度大なれど、完全に一般率とA B特殊率との一致を見ることはないであらうことは明瞭であらう。斯の如き再保険制度の目的は、各獨立保険機關の特殊率を一般率に一致、若しくは接近せしめんとこの努力であると云はなければならぬ。

一般率に特殊率を一致せしむると云ふことは何を意味するか。それは各獨立保険機關の計算を Average の法

則に立脚せしむることであり、平均法則よりの離反による各獨立機關の損失、若しくは利益を消滅せしめんと
の努力である。故に此の意味の再保險制度は全く相互扶助制度であると云へるであらう。(斯くして再保險制
度社會性の輝かしい論證が生れるのである。)私は現實の再保險制度も亦、この精神に立脚すべきものでなけれ
ばならないと思ふ。然らざれば如何なる結果となるか。若し、獨立の保險機關が假に、平均法則より遙かに離
れた有利な特殊率を實現せん爲の手段として、存在するならば斯の如き再保を引受くる會社は存しなくなるで
あらう。のみならず自らの受くる再保も亦、拒絶せざるを得ざるに至るであらう。これでは再保險制度を客觀
的に取扱ひ得ないことになる。何故かと云へば買再保を豫定することなくして、賣再保の存在は考へ得ないか
らである。従つて各保險機關は、再保險制度に對しては一般率實現、若しくは之への接近の手段と目し、而し
て再保險制度も現實に於てその機能を満してゐなければならぬ。故に一般率の實現を目圖しない處の特別に
有利な *Special Profit* を獲得せんが爲の手段として、再保險制度を考ふることは、再保險制度の本質に反するも
のと云はなければならぬ。もし再保險制度の本質が左様のものであつたならば、再保險専門會社はその存在
の餘地を持つことが出来ないであらう。従つてこの意味での再保險は、各保險機關をして一樣に一般率の基礎
に立たしむることになる。云ひかへれば基礎強固となる譯である。要するに與へられた *Risk* を複數個の獨立
會社が分割獲得する事實が存しなければ、再保險制度も存しない譯である。

總ての營利保險會社は所謂 *Bad Risk* は出来るだけ *Decline* の方針を取るのであるが、止むを得ない事情があ

つた時には、仕方がないからそれを引受けるのである。然し斯くして引受けた會社はそれを全部保有してゐるのではなくて、出来るだけ多くの部分を再保する舉に出るのである。處で斯の如き再保は、前段論述した再保險制度の本質的機能に背反するに非ずやと云ふ疑が一應提起されると思ふ。何となれば、再保險制度は結局相互扶助獨立會社へのリスク均等配分への傾向を實現するものであるのに、此の場合は危險なる Bad Risk を他社に轉嫁するものだからである。然し斯の如き物件の再保プロセスを今少し先まで辿つてみよう。

先づ斯の如き Bad Risk を引受けた會社は直ちに、自己は極めて少額を保有するに止め、殘部の大半を再保するのである。此のプロセスは更に進行する。斯くして Bad Risk は極めて小さな多くの部分に分割されて、即ち危險は可及的に細かく配分されることになるのである。(一リスクの金額の大なるものも亦、右のプロセスによりて均等配分されるのである。唯、物件自體が Bad Risk でない時は、各獨立會社の保有額は相當大であるから、分割部分が比較的少數に止まることは勿論である。)

以上の論述により私は一つの重要な問題にふれることが可能となつた。複數個の獨立會社が一社會單位内に存在する状態に於ては、各獨立會社は平均的一般率の實現の爲には、是非再保險制度の運用にまたなければならぬ。而して何れの會社に於ても、再保險課の存在する所以である。その係りには相當の人數を配して仕事の完璧を期してゐるのである。(然し之は社會が物件の災害に備へる爲に、必然的に取らなければならない處の形式方法ではない。)此の再保險制度運用の爲に必要な勞働力及勞働時間は、各社共相當の量に上り、各獨立

會社會計のそれは可成りの額でなければならぬ。即ち獨立會社對立制の生む社會的必要時間消費の一領域である。此の時間は、各獨立會社消滅し社會の中央機關による保險機能の樹立せられし後に於ては、全々省略せらるべき運命にあるものである。個人主義的經濟組織に必然的な保險制度の不生産的な一面でなければならぬ。之なくばその時間と労働量とは他の生産に配分し得るものなることを思ふとき、今日の保險制度の缺陷を覺えざるを得ないのである。然し營利會社の重役は、「火災保險制度程社會的なものはなく、従つて營利を度外視しても之が發展に努力し、以て社會的厚生の上^に身を捧^げなければならぬ」と考へ、且つあらゆる機會を利用してその悲壯なる決意を公にする」のである。

又角田總夫氏はその著「火災保險」に於いて、再保險制度が契約者に與ふる利益として次の如きことを云はれてゐる。

「保險會社に再保險の方法あるが爲め契約者の便利少からず若し此の方法なければ各會社は契約に際し自己の制限額以上に引受けざるを以て契約者は其超過額を更に他會社の保險に附する爲め重ねて他と交渉せざる可からず多額の契約に至りては多數の會社と其保險金又保險料率に付き尠からざる折衝の煩を重ねざる可からざる不便ありとす」と。

斯くして再保險制度は益々必要のものとされるのである。私は斯の如きことまで述べて再保險制度のレーゾ・デートルを誇張する人の思索は極めて淺いものだと考へてゐる。

以上私はリスク選擇と云ふことと再保險制度と云ふことがそれ自體非社會的性質を包有するものなることを述べたのであるが、リスク選擇と云ひ保有額最高限と云ふは何故に存在するのかと云へば、私は保險制度が個別對立的になつて居るからだと思ふ。それならば何故保險制度が個別對立的になつてゐるのか。此の小論は此の根本問題への科學的解答の可能を豫定しなければ一つのマボロシであるかも知れない。保險制度の個別對立的状態は如何にして成生、發展し來れるか。それは將來廢棄さるべき必然性をもつてゐるのであるか如何。是等一連の問題にして肯定的に解決されて初めて本論はその合理的根據をもつ。而して私は更に稿を改め別の機會に於いて必らず此の仕事を果すであらう。

